

京都市訓令甲第 1 号
序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和2年4月30日

京都市長 門 川 大 作

別表第2人事担当局長の項第2号中「新型コロナウイルス感染症」の右に「(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)」を加える。

別表第2保険年金課長の項第1号中「) 及び」を「),」に改め,「除く。)」の右に「及び新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」を加え,同項に次の1号を加える。

- (5) 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例による新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に係る申請等の処理に関すること。

附 則

この訓令中別表第2保険年金課長の項に1号を加える改正規定は令和2年5月1日から,その他の改正規定は公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)